

子ども文教委員会

大谷 洋子（委員長）

細川 正博（副委員長）

有里 真穂

ふま ミチ

島村 高彦

竹下ひろみ

吉村 辰明

山口 菊子

小林ひろみ



第 20 号議案 としまスタートアップオフィス条例

1 設置理由

既に実施しているとしまビジネスサポートセンターにおけるソフト面での創業支援に加え、「**としまスタートアップオフィス**」(創業家をハード面でもサポートする施設)を設置することで、区内における創業及び区内中小企業の経営革新を支援し、産業の活性化を図ることを目的とする起業家支援体制の強化・充実を図る。

第 20 号議案 としまスタートアップオフィス条例

2 施設概要

としま産業振興プラザ 4 階「地域活動交流センター」の一角に設置

①所在地 豊島区西池袋 2-37-4 としま産業振興プラザ 4 階

②規 模 床面積 27.053 m² シェアードデスク数 5 席

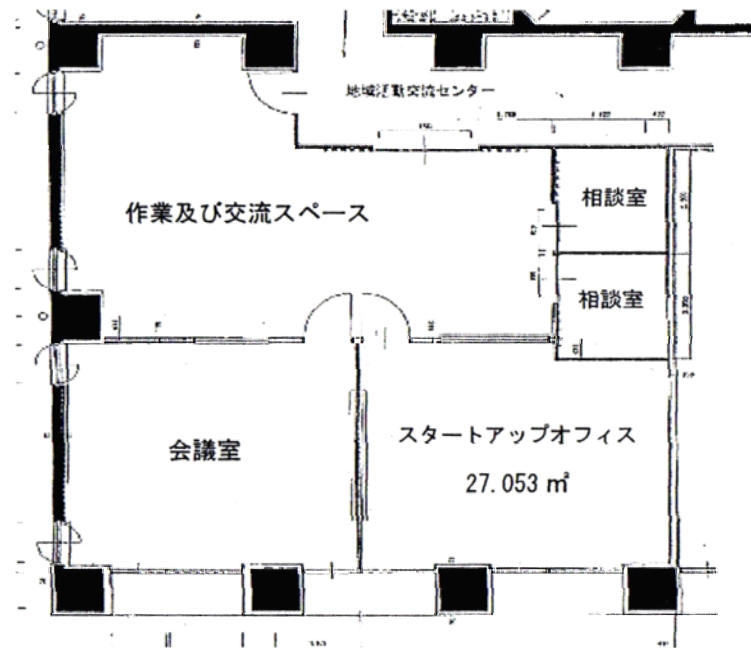
③設備等 コピー機、メールボックス、個別ロッカー、Wi-Fi

④共用部分 地域活動交流センター内の相談室、会議室、

作業及び交流スペース 計 84.16 m²

第 20 号議案 としまスタートアップオフィス条例

(フロアレイアウト図面)



第 20 号議案 としまスタートアップオフィス条例

3 条例の主な内容

(1) 利用の手続き・承認

- ① 施設の利用者は公募する
- ② 公募方法及び手続きは、規則で定める
- ③ 応募者は、事業計画書、その他規則で定める書類を添付して申請
- ④ 事業計画書等必要な事項を審査し、区長が利用を承認

第 20 号議案 としまスタートアップオフィス条例

(2) 利用条件

オフィスの利用申請者の要件

- ① 個人又は中小企業基本法に第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であること
- ② 豊島区内で創業しようとする者、又は創業後 3 年以内の者
- ③ オフィス利用期間終了後も区内で引き続き事業を行う意思を有する者

(3) 利用期間 オフィスの利用期間は、3 年以内とする。

第 20 号議案 としまスタートアップオフィス条例

4、使用料額

月額 10,000 円

5 オフィス開設のスケジュール

29 年度 4～5 月 利用者募集

6 月 利用者選考

7 月 1 日 利用開始予定